

互助会からのお知らせ

互助会員証を一斉更新します！

新しい会員証は緑色です。

これまでの見開きの会員証とは違い、キャッシュカードサイズの横書きの会員証に変わります。

5月下旬頃までに、各所属へ送付する予定です。


新しい会員証が届きましたら、旧会員証は回収しますので、

各所属で取りまとめの上、互助会へ返送くださるようお願いいたします。

なお、詳細は別途通知します。

新会員証（イメージ）

（表）

会 員 証	
会員番号	第 0123456 号
会員氏名	青森 太郎
生年月日	昭和 63 年 1 月 1 8 日
加入年月日	平成 28 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日	発行
上記の者は一般財団法人青森県教職員互助会の会員であることを証明する。	
一般財団法人青森県教職員互助会理事長	

（裏）

注意事項
1. 一般財団法人青森県教職員互助会の公印がないものは無効となります。
2. 記載事項に変更があるときは、当互助会へ提出して訂正を受けてください。
3. 当互助会を退会、または会員本人が死亡したときは会員証を返還してください。
4. 互助会指定宿泊施設に宿泊する時は、この会員証をフロントに提示すると割引になります。
ただし、東京都内の施設及び被扶養者の利用については、宿泊時、補助が受けられませんので、後日、請求書に領収書を添付し、互助会へ請求してください。
一般財団法人 青森県教職員互助会
〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号
教育庁職員福利課内
TEL 017-734-9914

◆施設利用補助◆

被扶養者の請求方法が【後日請求】へ変わります！

現在、県内、北海道・東北の互助会指定宿泊施設については、会員及び被扶養者が会員証をフロントへ提示すると、精算時に1泊につき1,000円を割引することになっております。

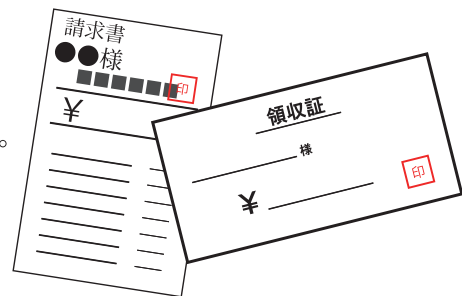
平成31年4月1日宿泊分からは、被扶養者の利用は、後日、施設利用補助金請求書に、宿泊施設の領収書（原本）を添付して、互助会へ提出する【後日請求】へ変更させていただきます。

これは、被扶養者でない方の利用が多く見受けられたことによるものですので、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしく願いいたします。

なお、会員の方が被扶養者同伴で宿泊した場合は、両方とも【後日請求】とさせていただきます。

【後日請求】分は、例月の医療費等と同じ日に送金となります。

詳細は別途通知します。



閉館のお知らせ

下北地区の、「海峡の宿 長谷旅館」は、平成30年12月17日をもって閉館となりましたので、指定を解除しました。

これに伴い、互助会指定宿泊施設は、県内12カ所、県外9カ所となります。

互助会指定宿泊施設一覧は、ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/gojokai.html>)

